

ひとり親家庭

支援ハンドブック



三 田 市

令和5年4月発行



目次

経済的な支援 1

- 児童扶養手当
- 児童手当
- 特別児童扶養手当
- 母子家庭等医療費助成
- 乳幼児等・こども医療費助成
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 生活福祉資金の貸付

児童の教育費に関する支援 5

- 就学援助制度
- 高等学校等入学支援金制度
- 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金
- 高等学校等就学支援金制度
- 授業料減免制度
- 私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度
- 高校生等奨学給付金
- 私立高等学校等入学資金貸付

育児に関する支援 8

- 認可保育等の保育料軽減
- 病児保育施設
- 一時預かり事業
- 放課後児童クラブの育成料減免
- ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料助成事業

就労に向けた支援 12

- JR 特定資格者定期購入の助成
- ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業（就労相談）
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

住宅に関する支援 15

- 市営住宅
- 県営住宅
- 住居確保給付金

相談事業 16

- ひとり親等相談
- 養育費確保支援事業
- 母子家庭等特別相談
- 法テラス兵庫の立替制度
- 法律相談（一般）
- 女性のための相談
- 権利擁護等相談



—経済的な支援—

ひとり親等家庭が自立するまでの間、経済的支援を行っています

児童扶養手当

[子ども家庭課 ☎559-5072]

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を支援するために、児童の母または父や父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。父または母が重度の障害を持つ場合も、支給されます。※所得制限があります

【支給期間・対象児童】

- 18歳になった日以降の最初の3月31日までの間にある児童
- 20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当2級に該当する程度）以上の障害がある児童

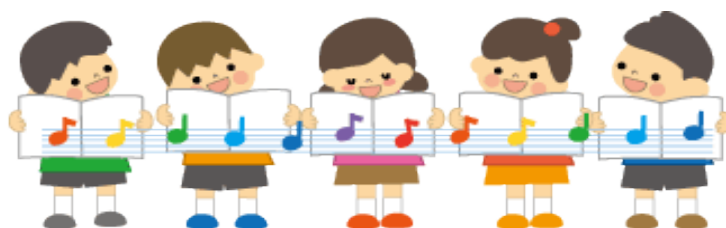
※以上の児童が、次のいずれかに該当すれば対象です

- 父母の離婚・父または母の死亡・障害・生死不明・遺棄（1年以上）
- 拘禁（1年以上）・未婚・DV保護命令・その他

【月 額】	児童 1 人	10,410 円～ 44,140 円
(R5.4～)	児童 2 人	15,620 円～ 54,560 円
	児童 3 人	18,750 円～ 60,810 円

※児童が4人以上の場合は、1人につき3,130円～6,250円が加算されます

※公的年金を受給できる場合等は、手当を下回る場合のみ差額を受給できます



児童手当

[子ども家庭課 ☎559-5072]

中学3年生まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。※所得制限があります

【月 額】	・0歳～3歳未満（一律）	15,000円
	・3歳～小学校終了前（第1子・第2子）	10,000円
	・3歳～小学校終了前（第3子以降）	15,000円
	・中学生（一律）	10,000円

※児童を養育している方の所得が所制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します

※令和4年6月より、所得上限限度額以上の場合は、児童手当等は支給されません



特別児童扶養手当

[子ども家庭課 ☎559-5072]

20歳未満で心身または精神に重度または中度の障害のある児童を在宅で養育している方に支給されます。※所得制限があります

【月 額】	1級（重度）	53,700円
（R5.4～）	2級（中度）	35,760円



母子家庭等医療費助成

[国保医療課給付係 ☎559-5049]

ひとり親世帯の子どもとその母または父、遺児等が通院・入院した時の医療費の一部を助成する制度です。※所得制限があります

【対 象】三田市内に住所を有し、何らかの健康保険に加入している方で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの間にある児童、およびその児童を監護する母等（高等学校等に在学中の場合は満20歳に達する日に属する月末まで）

【助成内容】いずれも医療機関ごとに以下の自己負担金が必要です

通院：1日800円まで、月3日目以降は0円

入院：月3,200円まで

※非課税世帯で一定の基準を満たす方は通院が1日400円まで、月3日目以降は0円。入院が月1,600円までになります



乳幼児等・こども医療費助成

[国保医療課給付係 ☎559-5049]

【対 象】三田市内に住所を有し、何らかの健康保険に加入している高校3年生までの子ども

【助成内容】いずれも医療機関ごとに以下の自己負担金が必要です

対象年齢	負担区分	通院	入院
就学前（0～6歳）	所得制限なし	0円	0円
小学1年生から 高校生期（高等学校の 在学期間に相当する 年齢）	所得制限額以上 （市民税所得割額 235,000円以上）	3割 1日上限800円 （月2回まで）	0円
	所得制限額未満 （市民税所得割額 235,000円未満）	2割 1日上限400円 （月2回まで）	0円
	低所得者※	0円	0円

※低所得者：市民税非課税世帯でかつ、世帯全員の年金収入と他の所得との合計が80万円以下の世帯に属する子ども

※高校生期については令和6年1月1日から実施



母子父子寡婦福祉資金貸付事業

[子ども家庭課 ☎559-5072]

母子・父子及び寡婦家庭の自立支援と児童の福祉増進のために、必要な資金の貸付を行う制度です。

【対 象】 母子家庭・父子家庭・寡婦家庭

【貸付内容】 生活資金・修学資金等 12 の貸付があります

※即日の貸付はお受けできません



生活福祉資金の貸付

[三田市社会福祉協議会 ☎550-9004]

(権利擁護・成年後見支援センター)

他の制度の利用が困難な低所得者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、経済的自立、社会参加の促進等を図る制度です。福祉資金、教育支援資金、総合支援資金等の貸付があります。



—児童の教育費に関する支援—

就学援助や高等学校授業料の減免等に関する制度です

就学援助制度 [三田市教育委員会教育支援課学務担当 ☎559-5136]

三田市に住所を有し、三田市立小・中学校に在籍する児童生徒と同居する保護者で、所得要件等を満たす方に、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。

【申請】各小・中学校・三田市教育委員会教育支援課学務担当



高等学校等入学支援金制度

[三田市教育委員会教育支援課学務担当 ☎559-5136]

三田市に住所を有し、三田市立中学校を卒業し、高等学校等に在籍する生徒の保護者で、所得要件等を満たす方に、入学の際に必要な費用の一部を助成する制度です。

【申請】三田市教育委員会教育支援課学務担当



兵庫県高等学校教育振興会奨学資金

[公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 ☎078-361-6640]

経済的理由で修学困難な高校生等に対して奨学資金が支給される制度です。

※所得制限等貸与条件があります

【申請】各学校

高等学校等就学支援金制度

[国公立：兵庫県教育委員会事務局財務課 ☎078-341-7711]

[私立：兵庫県総務部教育課 // 内線 2697]

国公立を問わず、高校等に在籍する一定の収入額未満の世帯の生徒に授業料の軽減を行う制度です。

【申請】各学校

授業料減免制度

[兵庫県教育委員会事務局財務課 ☎078-341-7711]

兵庫県立学校に在籍する生徒で授業料の徴収対象となる方の授業料納入が経済的に困難な場合は、授業料の減額・免除を行う制度です。

【申請】各学校

私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度

[兵庫県総務部教育課 ☎078-341-7711]

私立学校に在籍する生徒に授業料軽減補助として支給されます。

【申請】各学校

高校生等奨学給付金

[県内国公立：在籍する学校]

[私立：在籍する私立高校]

「高等学校等就学支援金制度」の対象である高校生等の保護者に、授業料以外の教育費を軽減するため一部補助として給付されます。

※所得制限等支給条件があります

【申請】各学校

私立高等学校等入学資金貸付

[兵庫県私学振興協会 ☎078-360-6790]

毎年4月に、通信制課程を除く私立高等学校及び私立高等専門学校へ入学される生徒の学資負担者に対し、入学時に必要な資金の貸付制度です。

【申請】各学校（県外の学校は上記協会）

※所得制限等貸付条件があります（特別の事情に該当する場所は貸付対象となる場合あり）



—育児に関する支援—

保護者が仕事等の間、児童の保育を行うサービスです

認可保育所等の保育料軽減

[保育振興課 ☎559-5073]

ひとり親世帯が保育所等に入園される場合に、一定の条件をみたせば保育料が軽減されます。

※幼児教育・保育無償化により、3歳児以上は無償です

※ただし、実費分は軽減されません



病児保育施設「ふらっと・クローバー」

[多世代交流館「ふらっと」内 ☎553-8006]

病気やけがの治療中または回復期等に家庭や集団での保育が困難なお子さんを一時的にお預かりします。

ご利用には、ウェブでの事前登録や医師連絡票の提出が必要です。(市ホームページよりアクセス可能)

【対象児童】 次のいずれにも該当する児童

1. 市内に居住する児童又は市内に在勤若しくは在学する保護者の児童
2. 生後6か月から満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童
3. 病気やけがの治療中または回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童であり、この事業保育を実施したとしても支障がないと認められる児童
4. 保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で保育することが困難な児童

【利用時間】 月～金曜日 8:00～18:00

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません

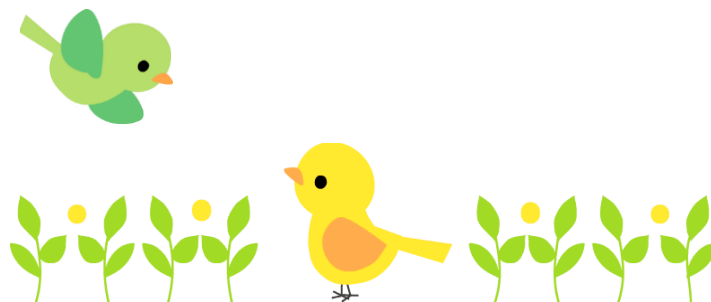
※原則、前営業日の17時までに利用申込ください。17時以降ご予約いただいた場合、お預かり開始時間が遅くなる可能性があります

【利用料金】

- 市内在住 （1人目）200円/時間、（2人目以降）100円/時間
※生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料
※市民税所得割額が48,600円未満世帯は半額
- 市外在住で市内に在勤・在学
（1人目）300円/時間 （2人目以降）150円/時間
- 昼食代（おやつ含む）…原則として、食事（おやつ）は、症状に合わせたものをご持参ください。
昼食希望の場合、500円必要となります。ご用意する昼食はレトルト食品等です。
また、アレルギー対応はできませんので、ご注意ください。

【特記事項】

- お子さんの症状や他の利用者の状況、医師の意見等により、お預かりできないことがあります。
- 病児保育利用の前には必ず医療機関を受診していただく必要がございます。医師に医師連絡票の記入を依頼下さい。費用が発生する場合は、自己負担となりますのでご了承ください。



保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れ解消などのため、一時的に預かりが必要な就学前児童を保育所や認定こども園でお預かりします。

【対象児童】 満1歳～就学前の児童

【利用方法】 1. 事前に実施園で親子面談を受けてください

2. 実施園の予約受付方法により利用予約を行ってください

【実施曜日・時間帯等】

園により預かり曜日や時間帯が異なります。各実施園の指示に従ってください

【利用料】 4時間以内 2,000円、4時間超 2,800円

※主に3歳児以上で月64時間以上の就労等保育の必要性がある場合、事前に認定を受ければ幼児、教育・保育無償化の対象となります。詳しくは、上記までお問い合わせください

※給食代を含みます

【実施園】	あいの保育園	☎568-6292
	さんだのもり保育園	☎562-6633
	三田けやき台認定こども園	☎564-3332
	ほしのさと保育園	☎562-4152

【申込み】 各園



放課後児童クラブの育成料減免 [健やか育成課 ☎559-5046]

保護者及び同居の祖父母等、世帯全員の前年度の市民税所得割額の合計額が非課税または 20,100 円以下の場合、育成料が減額または免除されます。

※要申請

※ただし、児童生活費等の実費分は減免されません



ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料助成事業

[子ども家庭課 ☎559-5072]

ファミリーサポートセンター利用料の一部を助成することで、ひとり親・養育者の就労支援及び育児負担の軽減を図る事業です。

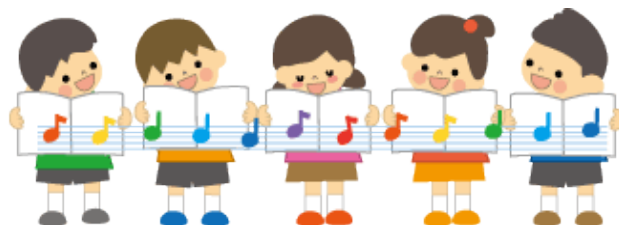
【対 象】・三田市に居住し、住民票のあるひとり親・養育者
・ファミリーサポートセンター事業の依頼会員に登録していること

【所得の条件】対象者が次の所得状況にある必要があります。

- ・扶養親族 0 人の場合、450 万円以下
※扶養親族 1 人につき 35 万円を加算した額

【助 成 額】月の利用料の 1/2 を助成

※ただし、1 か月の助成限度額 20,000 円



—就労にむけた支援—

ひとり親家庭の自立にむけた就労支援制度です

JR特定資格者定期券購入の助成

[子ども家庭課 ☎559-5072]

児童扶養手当を受けている世帯の方がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、市が発行する証明書を提出すると3割引になります。

【対象】児童扶養手当受給者及びその世帯

【特記事項】JR以外の交通機関や通学定期（学生割引）、手当が全部停止の方は対象となりません



ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業（就労相談）

[子ども家庭課 ☎559-5072]

ハローワークと連携し、経済的自立及び就労支援の推進を図る事業です。

【対象】生活保護受給者を除く児童扶養手当受給資格者



ひとり親家庭住宅支援資金貸付

[子ども家庭課 ☎559-5072]

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、就労又はより所得の高い就労に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭に対し、家賃の支払いを支援することで、自立の促進を図ることを目的として、「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付を行います。

【対象】下記の要件を全て満たすひとり親家庭

- 児童扶養手当の支給を受けている方又は所得が児童扶養手当支給水準の世帯
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方
- 貸付を受けた日から1年以内に「就職」又は「プログラムの策定時より高い所得が見込まれる転職等」をする意思がある方

【貸付額】月額上限4万円

入居している家賃の実費（管理費、共益費含む）

【貸付期間】最長12か月

【返還免除】貸付を受けた日から1年以内に「就職」又は「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等」をし、1年間引き続き就業を継続したときは、返還が免除されます

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

[子ども家庭課 ☎559-5072]

就職やキャリアアップのために、雇用保険で指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講料の60%（12,001円以上で20万円以下。ただし、専門実践教育訓練の指定講座の上限は修学年限×40万円）を支給します。また、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある方は、上記の額から教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給します。

※受講前に上記窓口へご相談ください

【対象】 次の条件をすべて満たす母子家庭の母または父子家庭の父

- ・ 児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
- ・ 就職やキャリアアップに必要と認められる方

【対象講座】 雇用保険の教育訓練給付制度（一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）の指定教育訓練講座

※交通費や追加講座に対する給付はできません



ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

[子ども家庭課 ☎559-5072]

就職や転職に有利な資格を取得するため、養成機関(大学・短大・専門学校等の養成学校・施設)で訓練を受ける場合に、修業期間の安定した生活支援のための給付金を支給します。

※受講前に上記窓口へご相談ください

【対象】 次の条件をすべて満たす母子家庭の母または父子家庭の父

- ・ 児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
- ・ 修業年限1年以上の養成機関で一定の課程を修業し、対象資格の取得の見込まれる方
- ・ 仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・ 過去に職業訓練給付金を受給していない

※1年以上を6か月以上に緩和

【対象資格】 看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士 等

※情報分野の民間資格も対象

【月 額】 市民税非課税世帯：100,000 円

※修学の最終年限1年間は
支給額を4万円加算

市民税課税世帯：70,500 円



【対象期間】 上限4年間

※受給者には、別途『入学準備金』や『就職準備金』の貸付事業があります

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

[子ども家庭課 ☎559-5072]

ひとり親の方が、「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成学校に在学したときの『入学準備金』や、資格を取得して就職するための『就職準備金』を貸付します。

【貸付対象者】 ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の受給者

【貸付資金】 『入学準備金 50万円以内』

(入学金、教科書代、教材費、学用品、交通費等)

『就職準備金 20万円以内』

(転居費用、礼金、仲介手数料、被服費、通勤用自転車購入費)

【返済免除】 養成機関を終了し、かつ、資格取得した日から1年以内に、取得した資格を生かして就職し、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返済を免除します

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

[子ども家庭課 ☎559-5072]

高等学校卒業程度認定試験の対象講座を受講する場合、受講開始時・修了時・合格時に給付金を支給することで、高校を卒業していないひとり親家庭の学び直しを支援します。

※受講前に上記窓口へご相談ください

【対象】 次の条件をすべて満たすひとり親家庭の親または児童

- ・児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
- ・同試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方



—住宅に関する支援—

公営住宅等、住居の確保に向けた支援（ひとり親家庭が優先して取り扱われる場合があります）

市営住宅

[暮らしの安心課 ☎559-5051]

募集対象となる空室がある場合は、市広報『広報さんだ』及びホームページにて募集案内しております。



県営住宅

[(株) 東急コミュニティー阪神北管理センター ☎0797-83-6401]

県営住宅は、通常毎月募集を行っていますが、募集対象となる空室の有無や申込みの資格等については上記窓口までお願いします。

※入居申込書の配布のみ暮らしの安心課、各市民センター、本庁舎受付でも行います

住居確保給付金

[三田市社会福祉協議会 ☎550-9081]
(生活安心サポートセンター)

離職したこと等により経済的に困窮し、住宅を失った、または失うおそれのある方に対し、賃貸住宅の家賃相当額を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。



—相談事業—

ひとり親等家庭の様々なお悩みをお伺いしています

ひとり親等相談

[子ども家庭課 ☎559-5072]
[家庭児童相談室（育児相談等） ☎559-5076]

ひとり親家庭の保護者等からの生活全般にわたる相談（経済的支援・法律・子どもの養育等）を実施しています。

ひとり親相談

家庭児童相談室



【受付時間】月曜日～金曜日（祝日・年末年始をのぞく）

9：00～17：00

※電話相談は受付時間内に随時行っています

※面接相談をご希望の方は、事前に予約をお願いいたします

※相談に関する秘密は法律で固く守られております



養育費確保支援事業

[子ども家庭課 ☎559-5072]

子どもの健やかな成長に不可欠な経済的基盤となる養育費の継続した履行確保を図ることを目的として補助金を支給します。



養育費取決めに要する 経費補助	養育費の取決めに係る公正証書等 作成費用を補助します	上限5万円 (1人1回限り)
養育費保証契約に要する 経費補助	保証会社と養育費保証契約を結ん だ初回の保証料を補助します	上限5万円 (1人1回限り)

母子家庭等特別相談

[子ども家庭課 ☎559-5072]

兵庫県が実施している弁護士相談事業です。ひとり親等相談を受ける中で、特に法律など専門知識を必要とする場合にご紹介します。

常設相談（神戸市内事務所）とオンライン相談があります。

※ 事前に子ども家庭課にお問い合わせください



法テラス兵庫の立替制度

[法テラス兵庫 ☎0570-078-334]

弁護士・司法書士の報酬等費用面でお困りの方に、一定の条件を満たした場合、無料法律相談や裁判・調停に必要な費用の立替等を行っています。

法律相談（一般）

[まちづくり協働センター ☎559-5175]

市内在住・在勤・在学者を対象に、暮らしの中の法律問題でお困りの場合は、弁護士によるアドバイスが無料で受けられます。

【相談日時】 毎週水曜日、第3土曜日 13:30~16:00

【相談時間】 1組につき30分

【予約方法】 相談日の前週同曜日 10時から電話または窓口で（※先着順）



女性のための相談

[人権共生推進課

☎563-8000]

女性が抱えるさまざまな悩みについて、相談員がお話をお聞きし、サポートします。（※要予約、無料）

【相談日時】 月曜日~金曜日、第2・4土曜日 9:00~17:30

【相談形態】 面接（電話）相談（祝日・年末年始をのぞく）

【相談時間】 1人1回50分まで



権利擁護等相談

[三田市社会福祉協議会 ☎550-9004]

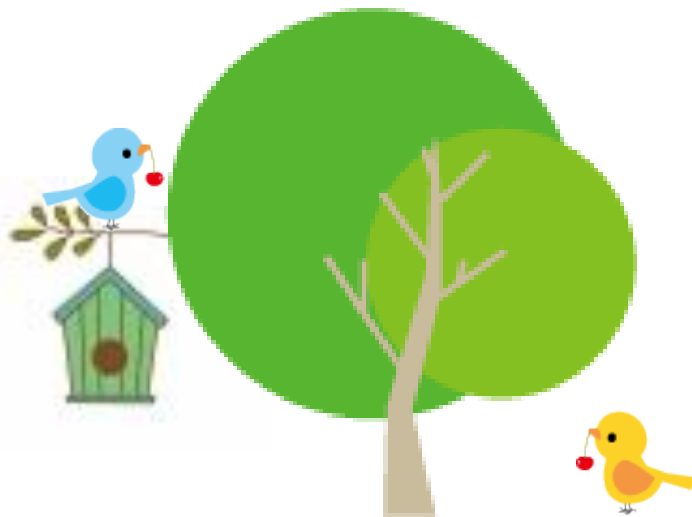
（権利擁護・成年後見支援センター）

生活に困窮している、受けられるはずの支援やサービスなどがうまく利用できない等（手続きの利用に支援の必要な方、判断能力が不十分でサービスの契約ができない方等）の不安や困りごとをお伺いし、一緒に考え「自分らしく暮らす」お手伝いをします。

【受付時間】 月曜日~金曜日（祝日・年末年始をのぞく）

9:00~17:30





ひとり親家庭支援ハンドブック

作成：三田市子ども家庭課

☎ 079-559-5072

Fax 079-563-3611

三田市のホームページ
「ひとり親家庭向けのサポート」

